

職発 0405 第 13 号
能発 0405 第 6 号
平成 23 年 4 月 5 日

都道府県知事 殿
都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

職業能力開発局長

東日本大震災で被災した離職者に対する機動的な職業訓練の拡充・実施等について

今般の東日本大震災に伴い、甚大な人的・経済的被害を受けた地域等において、被災した離職者の就職の促進を図るとともに、災害の復旧・復興に必要な人材育成を図るため、下記により離職者に対する職業訓練を積極的に実施されるようお願いいたします。

記

1 機動的な職業訓練の拡充・実施について

東日本大震災で被災した離職者が多数見込まれる都道府県においては、災害復旧等に係る訓練ニーズ及び被災した離職者等のニーズを踏まえ、委託訓練実施要領（平成13年12月3日付け能発第519号別添）に基づく委託訓練を活用して、被災した離職者を対象とした職業訓練（以下「特別訓練コース」という。）を機動的に拡充・実施すること。

特別訓練コースについては、当分の間、委託訓練実施要領に定める就職実績に応じた委託費の対象とする訓練コースとはしないものとする。

また、訓練コースの設定に際しては、公共職業安定所への求人申し込み状況や「日本はひとつ」しごと協議会（平成23年4月5日付け職発0405第5号・能発0405第5号「『日本はひとつ』ハローワーク・プロジェクト」

を踏まえた取組について」に基づき労働局に設置される協議会をいう。)等を通じ、地域ニーズを把握の上、実施すること。

なお、対象とする被災した離職者は、平成23年3月24日付け職発0324第17号・能発0324第3号「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る離職者に対する職業転換給付金制度の適用等について」(以下「局長通達」という。)の記第2の1又は3のいずれかに該当する者とする。

2 災害復旧に必要な知識・技能の習得の支援について

上記1の訓練を実施する都道府県においては、特別訓練コースとして、災害復旧のため、建設機械の運転に必要な技能及び知識の習得に係る職業訓練の設定が必要な場合、50時間未満(12時間以上)の短期コース(知識等習得コース)として、委託訓練を実施することができるものとする。

3 公共職業安定所における職業訓練のあっせんの特例について

特別訓練コースは、訓練期間が2か月以下でかつ訓練時間が150時間未満の短期課程の普通職業訓練であっても、「職業訓練受講指示要領」(昭和56年6月8日付け職発第320号、訓発第124号別冊2の9。以下「指示要領」という。)の2に規定する職業訓練とし、受講指示要領の1に規定する受講指示対象者に対し、受講指示を行うことができるものとする。

また、受講指示要領の1に規定する受講指示対象者以外の者に対しては、「職業訓練受講推薦要領」(昭和61年1月8日付け職発第11号別添。以下「推薦要領」という。)により受講推薦を行うものとする。

なお、公共職業安定所長が上記2による特別訓練コース修了後、次の公共職業訓練の受講指示又は受講推薦を行う場合及び他の公共職業訓練修了後、上記2による特別訓練コースの受講指示又は受講推薦を行う場合は、「当該職業訓練修了後1年を経過していないこと」の要件は適用しないものとする。

4 職業転換給付金制度等の適用について

被災した離職者が特別訓練コースを受講する場合に、受講指示を受けている者については、局長通達の記の第2の1の訓練手当及び3の移転費を支給することができるとともに、雇用保険受給資格者(被災求職者であるかを問わない。)については、雇用保険の移転費の支給対象となる場合があることに留意すること。

また、受講推薦を受けている者については、緊急人材育成支援事業による訓練・生活支援給付の対象となる場合があることに留意すること。